

## 参考2 愛知県内の揚水規制と揚水量の経年変化

### ○工業用水法



### ○条例



### ○水量測定器設置と揚水量報告が義務づけられている区域（51市町村）



## 地下水揚水規制の概要

	工業用水法	県民の生活環境の 保全等に関する条例	市民の健康と安全を確保する 環境の保全に関する条例																										
経 過	S35. 6.17 名古屋地域揚水規制 S59. 7. 5 尾張地域揚水規制	S49. 9.30 揚水規制 S51. 4. 1 区域拡大	S49.11.16 揚水規制																										
規制地域	名古屋地域 名古屋市南区の一部、港区の一部 尾張地域 一宮市始め尾張 11 市町村	第一規制区域…稻沢市以南 第二規制区域…一宮市等 第三規制区域…春日井市等	名古屋市全域																										
規制対象 用 途	工業用	家用を除く全用途 ただし、工業用水法適用のものは除く	(左に同じ)																										
許可基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">名古屋地域</td> </tr> <tr> <td>地 域</td> <td>揚水機の吐出 口の断面積 (cm<sup>2</sup>)</td> <td>ストレーナー の位置 (地表面下m)</td> </tr> <tr> <td>南区、港区 (堀川以西の 地域及び潮見 町を除く。)</td> <td>46 以下</td> <td>80 以深</td> </tr> <tr> <td></td> <td>46 を超える もの</td> <td>300 //</td> </tr> <tr> <td>上に掲げる地 域以外の地域</td> <td>46 以下</td> <td>90 以深</td> </tr> <tr> <td></td> <td>46 を超える もの</td> <td>180 //</td> </tr> <tr> <td colspan="3">尾張地域</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅又は 2,000 m 以深であること</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm<sup>2</sup> (直径 4.91cm) 以下である こと</td> </tr> </table>	名古屋地域			地 域	揚水機の吐出 口の断面積 (cm <sup>2</sup> )	ストレーナー の位置 (地表面下m)	南区、港区 (堀川以西の 地域及び潮見 町を除く。)	46 以下	80 以深		46 を超える もの	300 //	上に掲げる地 域以外の地域	46 以下	90 以深		46 を超える もの	180 //	尾張地域			(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅又は 2,000 m 以深であること			(2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm <sup>2</sup> (直径 4.91cm) 以下である こと			<p>(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm<sup>2</sup> 以下であること (3) 揚水機の原動機の定格出力 2.2kW 以下であること (4) 1 日当たりの事業所総揚水量 350 m<sup>3</sup> 以下であること</p>
名古屋地域																													
地 域	揚水機の吐出 口の断面積 (cm <sup>2</sup> )	ストレーナー の位置 (地表面下m)																											
南区、港区 (堀川以西の 地域及び潮見 町を除く。)	46 以下	80 以深																											
	46 を超える もの	300 //																											
上に掲げる地 域以外の地域	46 以下	90 以深																											
	46 を超える もの	180 //																											
尾張地域																													
(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅又は 2,000 m 以深であること																													
(2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm <sup>2</sup> (直径 4.91cm) 以下である こと																													
その 他	許可井戸の使用者は、井戸使用状況報告の義務	揚水機の吐出口の断面積（2つ以 上の揚水設備がある場合はその合 計）が 19 cm <sup>2</sup> を超えるものは、 水量測定器設置、揚水量報告義務	(左に同じ) 揚水設備以外の設備（断面積が 6 cm <sup>2</sup> 以下のもの）のうち家事用のもの以 外の設置届出・揚水量報告義務 地下掘削工事の届出及びその際の 地下水のゆう出量の報告義務																										

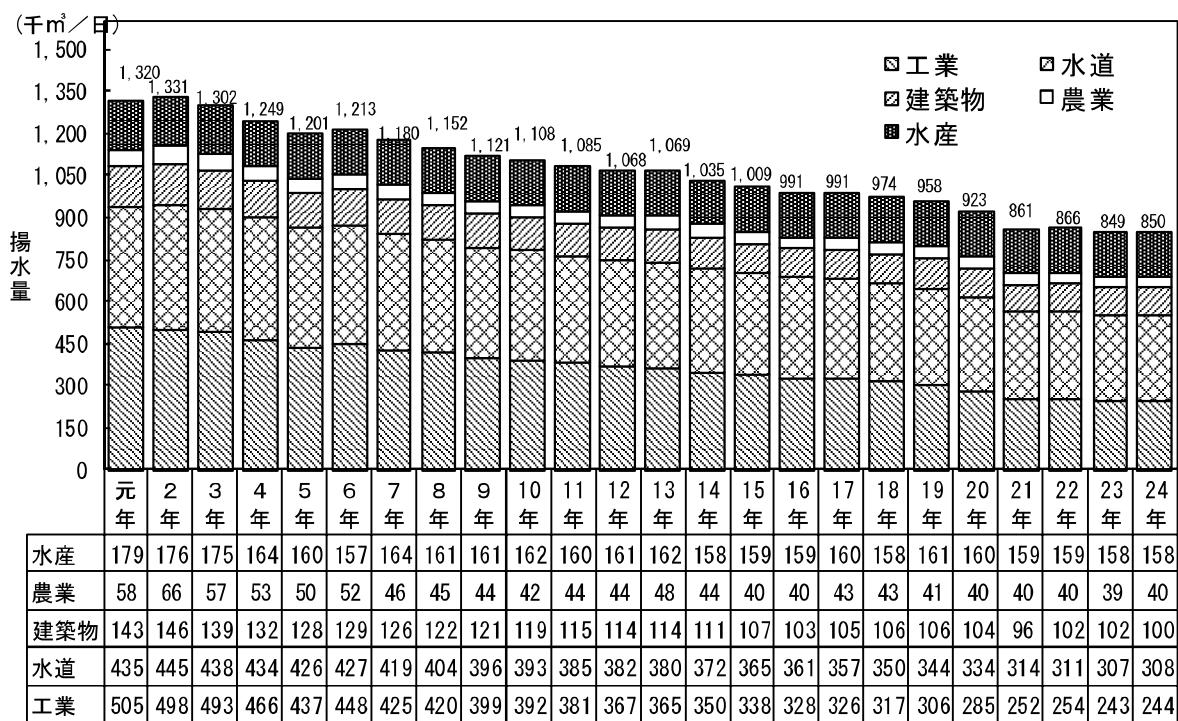
## 問 合 せ 先

地下水採取に関する規制、水量測定器の設置、融資制度についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取扱っています。

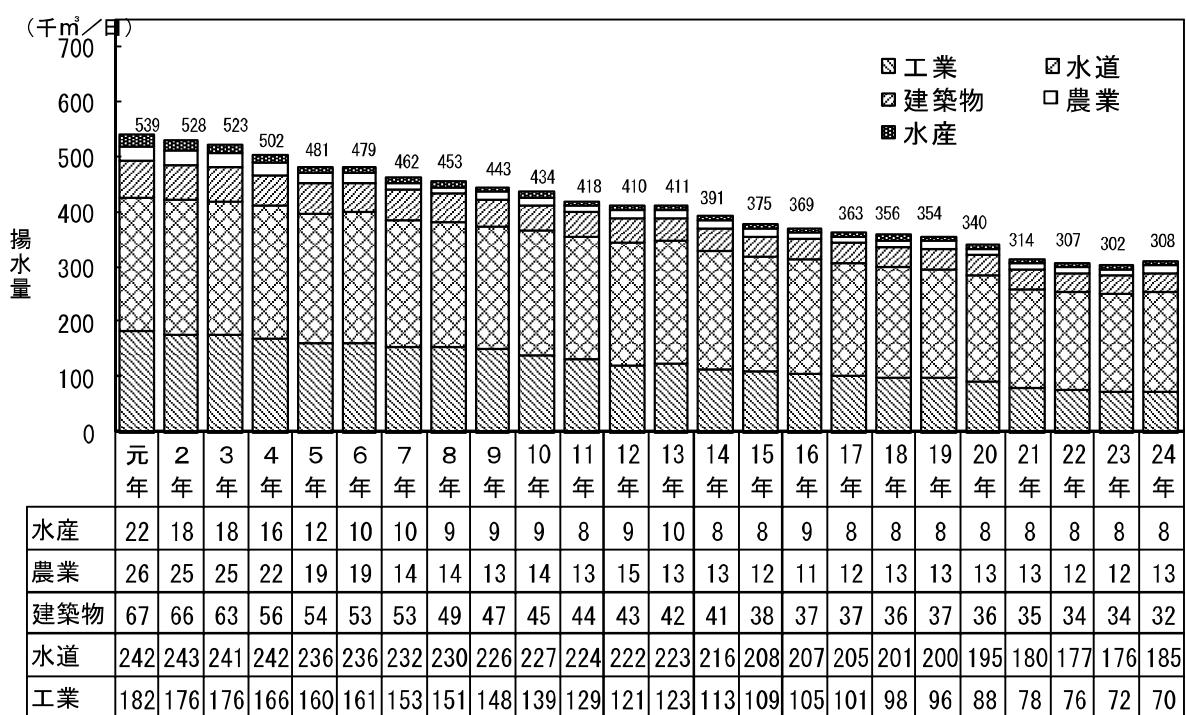
所轄の県民事務所等環境保全課

愛知県環境部水地盤環境課 TEL (052) 954-6223、6224

## 愛知県の地下水総揚水量



## 尾張地域地下水総揚水量



(注) 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規制区域 19 市町村。

資料: 県環境部

## 参考3 工場・事業場に対する排水規制等について

### 1 排水規制の概要

水質汚濁防止法（以下、「法」という。）により、汚水又は廃液を排出する施設として種々の特定施設が定められています。特定施設を設置する製造業、サービス業等の工場・事業場（特定事業場）からの排出水には、濃度規制と総量規制が適用されており、その概要は表1のとおりです。

濃度規制としては、pH、BOD 等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質に係るものがあり、全国一律に基準が定められています。

さらに本県では、水質保全を一層推進するため、条例により全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めています。

また、総量規制としては、COD、窒素及びりんが規制項目として定められています。

表1 愛知県における排水規制等の概要

	物質又は項目名	規制時期	根拠	排水基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数)	S46. 6.24 S47. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50 m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場 ・50 m <sup>3</sup> 未満の特定事業場を含む (水域、業種等により対象規模等が異なる)
	窒素、りん	S60. 7.15 H 5.10. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に 50 m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場※ ・伊勢湾及びその流入河川に 50 m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場(※を除く)
濃度規制 健康項目	カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	S46. 6.24	水質汚濁防止法	・すべての特定事業場 (上乗せ条例により一部地域でシアンを規制している。)
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	H 1.10. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン他 10 物質	H 6. 2. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	ほう素、ふう素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	H13. 7. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,4-ジオキサン	H24. 5. 25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制	COD	S55.7.1	水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に 50 m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場
	窒素、りん	H14.10.1	水質汚濁防止法	
指導値	COD	S56.7.1	小規模事業場等 排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)
	窒素、りん	H15.10.1		

(注) 上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

資料：県環境部

## 2 伊勢湾の水質浄化に対する取り組み

閉鎖性水域である伊勢湾の水質改善を図るため、昭和 55 年から有機汚濁物質の指標である COD と、平成 14 年から富栄養化の原因物質である窒素及びりんについて、国が定めた総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を推進しており、平成 24 年には第 7 次の計画を策定しています。

また、総量規制基準が適用されない小規模事業場に対しては、小規模事業場等排水対策指導要領を定め、COD、窒素及びりんについて汚濁負荷量の削減を指導しています。

表2 総量削減計画の経緯

		総量削減計画 策定年月	目標年度	削減目標		実績負荷量
				計画策定時 の実績	削減目標量	
第1次	COD	昭和 55 年 4 月	昭和 59 年度	172 t／日	163 t／日	163 t／日
第2次	COD	昭和 62 年 5 月	平成元年度	163 t／日	153 t／日	153 t／日
第3次	COD	平成 3 年 3 月	平成 6 年度	153 t／日	142 t／日	136 t／日
第4次	COD	平成 8 年 7 月	平成 11 年度	136 t／日	127 t／日	122 t／日
第5次	COD	平成 14 年 7 月	平成 16 年度	122 t／日	110 t／日	104 t／日
	窒素			78 t／日	73 t／日	70 t／日
	りん			8.7 t／日	7.6 t／日	6.1 t／日
第6次	COD	平成 19 年 6 月	平成 21 年度	104 t／日	93 t／日	90 t／日
	窒素			70 t／日	66 t／日	63 t／日
	りん			6.1 t／日	5.4 t／日	5.0 t／日
第7次	COD	平成 24 年 2 月	平成 26 年度	90 t／日	82 t／日	—
	窒素			63 t／日	62 t／日	—
	りん			5.0 t／日	4.9 t／日	—

資料：県環境部

総量規制基準は、事業所を 215 種の業種その他の区分に分類し、その区分ごとに定められた化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量及びりん含有量の値 (C 値) と、特定排出水の最大排水量によって以下のとおり算定されます。

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、次に掲げる算式により算定した汚濁負荷量となります。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C 及び Q は、それぞれ次の値を表したものとします。

$$\left\{ \begin{array}{l} L \quad \text{排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)} \\ C \quad \text{化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値 (該当告示※の別表第3欄(1)に掲げる値) (mg/l)} \\ Q \quad \text{特定排出水の量 (m³/日)} \end{array} \right.$$